

食安輸発1217第1号
平成25年12月17日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成25年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(オマーン産ピーマン(パプリカと称されるジャンボピーマンを含む。)のジフェノコナゾール、中国産スッポンのオキシテトラサイクリン及びこまつなのルフェヌロン、タイ産グリーンアスパラガスのメタラキシル及びメフェノキサム)

「平成25年度輸入食品等モニタリング計画」については、平成25年3月29日付け食安輸発0329第3号(最終改正:平成25年12月16日付け食安輸発1216第3号)に基づき実施しているところです。

今般、過去一年間の検査実績を踏まえ、同通知の別表第2及び別表第3からオマーン産ピーマン(パプリカと称されるジャンボピーマンを含む。)のジフェノコナゾールの項及び中国産スッポンのオキシテトラサイクリンの項を削除し、別表第3から中国産こまつなのルフェヌロンの項を削除します。

また、これまでの検査実績を踏まえ、同通知の別表第2からタイ産グリーンアスパラガスのメタラキシル及びメフェノキサムの項を削除するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく申し上げます。